

# ○朝陽地区住民自治協議会会則

(平成19年6月17日 制定)

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** 本会は、朝陽地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

**第2条** 本会は、朝陽地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地区づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、教育・文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 防災・防火、防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 産業振興に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

**第4条** 本会の会員は、朝陽地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種活動団体等とする。

(事務所)

**第5条** 本会の事務所は、長野市朝陽支所内に置く。

## 第2章 組 織

(組織)

**第6条** 本会に、評議委員会を置く。

- 2 本会に、事務を処理するため事務局を置く。
- 3 本会に、事業を遂行するため部会及び部を置く。
- 4 本会に、朝陽地区内の各区へ支部を置く。

(評議委員及び評議委員会)

**第7条** 評議委員は、別表に掲げる住民の代表者及び各種活動団体等より選出された代表者とする。

- 2 評議委員のうち40パーセントは女性の委員となるよう努めるものとする。

- 3 評議委員会は評議委員で構成され、評議委員は部会及び部に所属する。
- 4 評議委員会に、評議委員全員で構成する総会と、評議委員の代表者等で構成する常任評議委員会を置く。

(総会)

**第8条** 全評議委員で構成される総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 常任評議委員会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、事務局長、会計及び監事を選任すること。
- (4) 常任評議委員の委員を選任すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(常任評議委員会)

**第9条** 常任評議委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、監事、相談役、正副区長、区長会事務長、正副部会長、正副部長及び事務局次長で構成する。

2 常任評議委員会は、常設の議決機関であって、次の事項を行う。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事を総会に推薦すること。
- (3) 決定した事項を会員に周知すること。
- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

### 第3章 役員

(役員)

**第10条** 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 事務局長 | 1名  |
| (4) 会計   | 1名  |
| (5) 監事   | 2名  |
| (6) 相談役  | 1名  |
| (7) 区長   | 8名  |
| (8) 副区長等 | 10名 |

- (9) 区長会事務長 1名
  - (10) 部会長及び部長 各1名
  - (11) 副部会長及び副部長 若干名
  - (12) 事務局次長 1名
- 2 常任評議委員会及び部会の役員は兼務できる。
  - 3 相談役には前協議会会長がつくものとする。
  - 4 事務局次長、区長会事務長は会長が任命する。
  - 5 必要に応じ常任評議委員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

**第11条** 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び常任評議委員会を招集して議長となる。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 2 前項の会長及び副会長を除く役員の仕事は、別に定める。

(役員及び評議委員の任期)

**第12条** 役員及び評議委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

## 第4章 会議

(会議の招集)

**第13条** 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

**第14条** 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

## 第5章 会計

(経費)

**第15条** 本会の経費は、会費、負担金、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計に関する規定は別に定める。

(会計年度)

**第16条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

**第 17 条** 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

**第 18 条** 監事は、本会の運営並びに会計の監査を行い、総会に報告する。

## 第 6 章 その他

(雑則)

**第 19 条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、常任評議委員会で定める。

### 附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 17 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 5 月 10 日から改正施行する。

この会則は、平成 22 年 4 月 24 日から改正施行する。

この会則は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。

別表 (省略)